

2024年（令和6年）第1回総会議事録

- 1 告示年月日 2024年（令和6年）1月16日（火）
- 2 通知年月日 2024年（令和6年）1月16日（火）
- 3 開催年月日 2024年（令和6年）1月31日（水）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 大会議室
- 5 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第4号 非農地証明について
議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第6号 福山市農地法関係事務処理ガイドラインの改正について
- 6 報告事項
農地法等に関わる専決処分・届出等について
- 7 出席委員
1番 佐藤 眞子 2番 上田憲一郎 3番 土屋 智樹 4番 野田 幸男
5番 寶諸 孝也 6番 谷邊 博人 7番 岡本 卓也 8番 小林 輝仁
9番 石井 洋子 10番 安原 理雄 11番 下江 京子 12番 能宗 秀典
13番 山本 明 14番 須藤 薫雄 15番 谷本 耕造 以上15名
- 8 欠席委員
なし
- 9 その他の出席者
0名
- 10 事務局出席職員等
事務局 長 林 茂晃 事務局次長 杉原 信広
事務局 藤岡 貴世 松永出張所 花田 宏
沼隈出張所 松原 美和 神辺出張所 板谷 浩司
以上6名

1 議事内容

午後 3時06分

事務局長	<p>ただいまから、2024年（令和6年）第1回福山市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は会長体調不良につき、会議規則第12条に基づき、谷本職務代理に会議の進行をお願いします。</p>
職務代理	<p>— 開会挨拶 —</p>
議長	<p>それでは、会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。</p>
議長	<p>最初に、総会の成立を申し上げます。</p> <p>委員総数15名のうち、 出席委員15名、全員が出席ですので、本会議は成立します。</p>
議長	<p>続いて、会議規則第10条の規定により、議事録署名委員の指名を行ないます。</p> <p>議席番号 8番 小林 輝仁（こばやし あきひと）委員と 議席番号 13番 山本 明（やまもと あきら）委員にお願いします。</p>
議長	<p>議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。</p>
事務局	<p>2024年（令和6年）第1回総会議案書追加・訂正事項について説明します。</p> <p>議案書（別冊）表紙の開催場所小会議室を大会議室へ訂正、5ページ1番施設欄駐車場（一部屋根付き）及び進入路を露天駐車場及び進入路に訂正、6ページ3番を取下げとなっています。追加・訂正事項については、以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>

<p>委員 4番 野田</p>	<p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、1月26日の11時50分からの現地調査に続き、午後4時から市役所 3階 小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名中9名の出席により、議案第1号6件、議案第2号1件、議案第3号2件、議案第4号4件、合計13件について審議しました</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番から6番について報告します。</p> <p>1番は、山手町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>2番は、郷分町の受人外3人が、山手町の渡人から贈与にて申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>3番は、西新涯町の受人が、津之郷町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>4番は、沼隈町の受人が、新涯町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>5番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農をするものです。</p> <p>6番は、沼隈町の受人が、広島市東区の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 岡本</p>	<p>それでは、松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、1月26日、午前8時30分から関係者により現地調査を行い、午前11時00分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名全員の出席により、議案第1号2件、議案第3号1件、議案第4号5件、合計8件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の7番と8番について報告します。</p> <p>7番は、明王台三丁目の受人が、神村町の渡人から譲受けて新規就農し、野菜および果樹を栽培する計画です。</p> <p>8番は、東村町の受人が、同町の渡人から譲受けて経営規模を拡大し、野菜を栽培する計画です。</p> <p>いずれも受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>

議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 10番 安原	<p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、1月26日の午後1時から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員13名中11名の出席により、議案第1号3件、議案第2号1件、議案第3号1件、議案第5号1件、の合計6件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3ページの9番から11番について報告します。</p> <p>9番は、新規就農する御幸町の受人が駅家町の渡人から申請地9筆を譲り受け、通い耕作しながら季節野菜を栽培するものです。</p> <p>10番は、駅家町の受人が南本庄町三丁目の渡人から申請地を譲り受け、季節野菜を栽培し経営規模を拡大するものです。</p> <p>11番は、新市町へ転入する広島市安佐北区の受人が申請地と宅地建物を福岡県筑紫野市の渡人から譲り受け、季節野菜を栽培して新規就農するものです。</p> <p>いずれの案件も、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p>

	<p>議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全 員 挙 手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委員 1番 佐藤	<p>東部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>東部地区では、1月25日の午前9時45分からの現地調査に続き、午前11時から市役所 3階 小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員7名 全員の出席により、議案第2号1件、議案第4号1件、合計2件について審議しました。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番について報告します。</p> <p>沖野上町の申請人が、申請地を露天駐車場として整備するものです。既に転用行為が行われておりましたので、顛末書の提出を受けております。</p> <p>場所は、県立ふくやま産業交流館の北西、約200メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委員 4番 野田	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2番について報告します。</p> <p>2番は、大阪府吹田市の申請人が、申請地を宅地拡張し整備するものです。場所は、内海支所から南へ700メートルです。</p> <p>この案件は、すでに宅地の一部として利用しており、顛末書が添付されています。</p> <p>現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>

議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 10番 安原	<p>それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4ページの3番について報告します。</p> <p>3番は加茂町の転用者が市道に面した申請地の一部分を造成して、定着性の基礎の無いコンテナ式の別荘や単管パイプ式の別荘を据え置く計画です。</p> <p>現地は既に造成され工事に着手しているため、顛末書の提出を受けております。</p> <p>場所は旧山野小学校の南100メートルの所です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第2号のすべての案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>また、議案第2号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 質問等なし —
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	<p>全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。</p>

議 長	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4 番 野田	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番及び2番について報告します。</p> <p>1番は、西新涯町の受人が、津之郷町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場及び進入路を整備するものです。</p> <p>場所は、県立福山特別支援学校から西南、約500メートルです。</p> <p>この案件は既に一部屋根付き駐車場及び進入路として整備しており、顛末書の添付があります。</p> <p>駐車場の屋根については、開発指導課の許可を得るため、撤去し露天駐車場とするものです。</p> <p>2番は、津之郷町の受人が、同町の渡人から申請地に使用貸借権を設定し、農家住宅1棟を建築するものです。</p> <p>場所は、県立福山特別支援学校から西南、約550メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
委 員 7 番 岡本	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の、3番について報告します。</p> <p>3番は、尾道市向島町の受人が、高西町の渡人から譲受け、受人が役員を務める法人向けの貸露天資材置場及び通路を設置するものです。場所は、高西南公園から、北へ約430メートルのところですので、すでに着工されていたので、顛末書の提出を受けています。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1 0 番 安原	<p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の5ページの4番について報告します。</p> <p>4番は駅家町の受人が申請地の隣地で中古車販売や車の修理業を営</p>

<p>委員 10番 安原 (つづき)</p>	<p>んでおり、事業拡大で、露天駐車場を整備するものです。場所は富谷池の西200メートルの所です。</p> <p>以上、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、1月26日、午前9時から現地調査を行い、午前9時20分から、神辺支所2階21会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第3号1件について、審議しました。</p> <p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」5ページ5番について報告します。</p> <p>5番は、新徳田の受人が、道上の田1筆777㎡を西中条の渡人から譲り受けて、自身の経営する建設会社の露天資材置場として利用するものです。場所は道上小学校から、東へ約400メートルのところ です。</p> <p>現地調査を行いました。周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第3号のすべての案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>また、議案第3号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>

委員	— 質問等なし —
議長	質問等がないようですので，採決します。 議案第3号について，原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	— 全員挙手 —
議長	全員挙手により，議案第3号は原案のとおり許可することに決定します。
議長	次に，議案第4号「非農地証明について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委員 1番 佐藤	議案第4号「非農地証明について」の1番について報告します。 延広町の申請人が，昭和35年から住宅敷地として利用し，現在に至っております。 場所は，東小学校の北，約500メートルです。 現地調査をしましたが，農地性がなく，農地への復元も困難であり，証明妥当と判断しました。以上です。
議長	西部地区の報告をお願いします。
委員 4番 野田	議案第4号「非農地証明について」の2番から6番について報告します。 2番は，京都市左京区の申請人が，昭和60年頃から耕作放棄し雑木等が繁茂し山林となっております。 場所は，山手小学校から北西，約500メートルです。 4番は，広島市東区の申請人が，昭和50年4月頃から耕作放棄し，雑木等が繁茂し山林となっております。 場所は，市立至誠中学校から北西へ1000メートル付近に点在しています。 5番は，沼隈町の申請人が，昭和40年頃から耕作放棄し，雑木等が繁茂し山林となっております。 場所は，県立沼南高校から北へ150メートルです。 6番は，御門町の申請人が，昭和50年4月頃から耕作放棄し，雑木等が繁茂し山林となっております。

<p>委員 4番 野田 (つづき)</p>	<p>場所は、市立常石ともに学園から西へ450メートルから800メートルの範囲に点在しています。</p> <p>なお、4番の9筆の内8筆は、農振農用地区域内の農地であります。担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 岡本</p>	<p>議案第4号「非農地証明について」の7番から11番について報告します。</p> <p>7番は、松永町三丁目の申請人が、昭和58年頃から、耕作放棄していたところ、笹や雑木等が繁茂し、山林となったものです。場所は、シゲヤン池から、西へ約12メートルのところです。</p> <p>8番は、名古屋市中区の申請人が、少なくとも平成10年以前から耕作放棄していたところ、笹や雑木等が繁茂し、山林となったものです。場所は、河原池から、北へ約130メートルのところです。</p> <p>9番は、大阪府豊中市の申請人が、少なくとも昭和49年以前から住宅敷地として利用していたものです。場所は、コモ池から、北へ約70メートルのところです。</p> <p>10番は、春日町六丁目の申請人が、4771番2については、昭和42年以前から防火水槽用地として利用し、それ以外は昭和41年以前から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林となったものです。場所は、岩川池から、北へ約420メートルないし東へ270メートルのところです。</p> <p>11番は、伊勢丘五丁目の申請人が、平成12年4月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林となったものです。場所は、石井上池から、南へ約210メートルないし東へ270メートルのところです。</p> <p>なお、7番から9番および10番の内4725番と5296番1は、農振農用地区域内の農地であります。担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 これより質疑に入ります。</p>

	<p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第4号は原案のとおり証明することに決定します。</p>
議長	<p>次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。</p> <p>北部地区の報告をお願いします。</p>
委員 10番 安原	<p>それでは、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」の9ページの1番について報告します。</p> <p>1番は相続税の納税猶予の特例適用を受ける駅家町の相続人が市街化区域内の駅家町大字万能倉938-1の田の528㎡の内337㎡で水稻を栽培し、同所同字939-1の畑で季節野菜の栽培をし、農業を継承していくものです。</p> <p>現地確認しましたが、申請農地はいずれも、適正な耕作管理をされており、必要な農機具、労働力もあり、営農意欲も強く、今後20年以上耕作する意思も確認しているため、証明妥当と判断しました。</p> <p>場所は北部市民センターの東350メートルの所です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手</p>

	をお願いします。
委員	— 全 員 挙 手 —
議長	全員挙手により、議案第5号は原案のとおり証明することに決定します。
議長	次に、議案第6号「福山市農地法関係事務処理ガイドラインの改正について」を上程します。 事務局より説明してください。
事務局	議案第6号の福山市農地法関係事務処理ガイドラインの改正について説明します。 改正箇所については、別紙の新旧対照表をご確認ください。 今回の改正の主な内容は、農地法改正に伴い下限面積に関する部分を削除し、これによる条項繰上げ等の修正や、農地法以外の法律の改正による法律名の変更等に対応する修正です。 また、表現や説明について、内容の実質的な変更はありませんが、用語、定義、要件を明確にするための見直しや一時転用について、期間を10年にできる場合や再許可できる場合等の整理をしています。
議長	議案第6号について、これより質疑に入ります。 発言のある方は、挙手をお願いします。
委員	— 質問なし —
議長	質問等もないようですので、採決します。 議案第6号について、原案のとおり改正することに賛成の方は、挙手をお願いします。
委員	— 全 員 挙 手 —
議長	全員挙手により、議案第6号は、原案のとおり改正することに決定します。
議長	次に、報告事項の「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。

事務局	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の10ページから14ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、27件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、15ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、16ページから18ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条3件、5条21件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、19ページから21ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が11件ありました。</p> <p>専決処分及び届出等については以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>発言等もないようですので、以上をもちまして2024年（令和6年）第1回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>なお、来月の総会は2月28日開催の予定です。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p>
事務局	<p>委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。</p> <p>気をつけてお帰りください。</p>

午後 3時34分閉会

」